

## 2020. 第一回定例会 代表質疑

2020. 2. 17 すげの 直子

日本共産党仙台市議団のすげの直子です。会派を代表して、郡市長の施政方針と新年度予算案をはじめ、提案されている諸議案、および市政の重要課題について質疑いたします。

本市議会開会日、多くの市民が傍聴席に足を運び、郡市長が表明する新年度施政方針に耳を傾けました。新年度の主題を「多様な力で未来を創る、新たな柱の都への挑戦」とし、「若い力が育ち、活躍するまちへの挑戦」「創造と可能性への挑戦」「自然と共存する防災環境都市づくりへの挑戦」「暮らしを守る安全安心への挑戦」を4つの柱としてかかげ、すすめていくことが表明されました。施政方針で語られた内容が、具体的にどう前進するのか、市民的にも熱い注目が寄せられています。

今回の施政方針では、「挑戦」「チャレンジ」との言葉が幾度も述べられています。「未来志向のまちづくりに向けたチャレンジの年に」「市民とともにチャレンジを続けたい」と市民に呼びかけるとともに、郡市長ご自身が、市政運営にあたって、時にはこれまでの発想をも超えて意欲的な挑戦をしていくという決意が込められているものと受け止めました。郡市長のご所見を伺います。

施政方針の柱の第一番目に、「若い力が育ち、活躍するまちへの挑戦」をかかげています。様々な施策とともに、若者が市政に参画しやすい環境づくりとして、「(仮称)まちづくり若者会議」の設置や、市民協働事業提案制度にあらたに若者対象の募集枠を設けることが示されています。

今後の市政運営の指針となる新総合計画策定の審議会に10代、20代の委員がいないことを指摘し、若者の声を旺盛に聞き、施策に反映できるよう求めてきましたので評価するものです。今回の発想と提案が、若者の声でさらに充実、発展し、しっかりと活きる施策となるように求めたいと思います。

新年度は、新総合計画の策定の年となっています。現在、区ごとのタウンミーティングや、女性たちの政策提言など、本市の新総合計画を市民参加で充実させようという取り組みが進められています。若者の声の反映はもちろん、多くの市民の意見を聞き取り入れながら、より豊かな計画へと仕上げていくことが求められていると考えますが、市長のお考えをうかがいます。

新年度予算案が、郡市長のチャレンジ精神を十分裏付けるものになっているのか、そういった視点での分析、検討が求められています。

第14号議案 令和2年度仙台市一般会計予算は、前年度比マイナス152

億円の5411億円となっています。子育て、教育の分野では、いじめ相談支援窓口の新設や子ども家庭応援センター、一時保護専用施設の設置などの新規事業とともに、子どもの医療費助成制度の拡充のためのシステム改修費3800万円余が計上されています。所得制限の基準を緩和することであらたに9840人の子どもたちが対象となり、これまでの約82%の受給割合から約89%に引きあがるとのことです。

私ども日本共産党市議団は、昨年9月議会でもこの制度の充実を求めました。いまや、対象年齢は18歳やあるいは、大学生まで対象にしている自治体もあること、ワンコイン負担を廃止すること、そして、所得制限を設けない自治体が県内でも大半になっていることを示して、本市でも撤廃するよう求めてきました。今回の拡充は、前向きな一歩だと考えますが、所得制限緩和に踏み切るのであれば、子どもの健やかな成長保障という観点で、保護者の所得は問わないという考えに立つべきです。ご当局の調査でも、政令市20市の中で所得制限があるのは、本市を含めて7市です。

その7市の中でも、大阪市は小学校卒業までは所得制限がありません。横浜市と相模原市、川崎市は0歳児は通院の所得制限を設けず、川崎市は入院は所得制限なしですべての子どもを対象にしています。

所得制限があることでかかり続ける事務負担を考えても、所得制限は思い切って撤廃することだと考えます。今回の拡充をゴールとせず、さらなる充実に向け引き続き検討することを求めますが、いかがでしょうか。伺います。

学校関係者を含め、市民から熱い注目が寄せられ、新年度予算への計上も期待されていたのが、小学校での35人以下学級の拡充です。毎年中学2年生、3年生と拡充を図ってきましたが、新年度予算案に、小学校への拡充が盛り込まれていません。この間、議会では繰り返し少人数学級についての議論が重ねられ、教育長も、その効果や必要性は認めるご答弁もされてきました。

市長の公約は、中学校だけだったのでしょうか。市民は小学校も含めて35人以下学級の拡充が郡市長の公約だと当然受け止めていると考えますが、確認のため伺います。

新年度予算案では、学校給食費収入として、48億6000万円余が計上され、前年度から7億6000万円余も増えています。これは、小中学校の給食費の保護者負担分であり、給食費の引き上げを想定した計上となっています。これまでも41億円もの負担をしてきた子育て真っ最中の方々に、あらたに、7億6000万円もの負担増です。郡市長が施政方針で述べた「子育て応援のまちづくりに全力で取り組む」との表明とはどうあっても相いれない提案では

ないでしょうか。

これまでの経過の中で、現に学校給食費を負担している保護者の方々に、市としてなんの意見聴取も行っていない。学校給食運営審議会からこういう答申がでましたという事とともに、「2月開会予定の市議会定例会に予算案を提出し、可決されたらまたお知らせします」という1枚のお便りを配布したのみです。

子育て世帯の方々が、どんな状況で子ども一人当たり約5万円の負担をしているのか、学校給食にどんな願いを持っているのか、アンケートを取るなど、広く当事者の声を聞くことが必要不可欠だと考えます。こうした手続き抜きに、大幅負担増を強いることは市民の理解は得られないと考えますが、お答えください。

食べものを変えたいママプロジェクトみやぎ(食べママみやぎ)のみなさんが、**web** などを通じて、学校給食に関するアンケートに取り組みました。給食費の値上げ方針について、以前から知っていた人は3割。当局がお便りを配布したあとでも、給食費の値上げ幅について「知らなかった」と回答した方が6割に上っています。

値上げ分の負担のあり方については、「保護者・公費双方で負担すべき」との回答が半数を超え「値上がりはやむなしとしても、公費と半々にするなど措置を取って欲しい」「義務教育中という事もあり、値上げされると困る家庭があるのが現状だと考え、公費で一部負担はあったほうが良い」など、率直な意見が寄せられています。中には「仙台市は子育て世帯への保障が手薄だと感じる」「保護者負担で済ませないで、自治体にはもっと将来を担う子どもたちを大切に育てていこうという気概を持ってほしい」という意見も寄せられています。

今回の値上げをそのまま実施すれば、子ども一人あたり、年間約1万円の負担増です。中学生一人当たりの給食費は59000円となり、小中学校に2人、3人通っていれば給食費だけで大変な負担が重くのしかかります。

改めて、政令市の給食費の状況を調査課の力もお借りして調べてみました。本市同様、改定される市もありますが、その改定を見込んだうえでの比較でも、本市の新たな給食費は、小学校で第2位、中学校で第3位という水準になります。こんなに高い給食費を子育て世帯に課すことに、市長はなにもお感じにはなりませんか。うかがいます。

子どもたちに美味しく栄養満点の給食を、というのは市民の当然の願いです。学校給食は教育の一環であり、憲法が保障する「義務教育はこれを無償とする」との理念に照らせば、給食費は無償とすべきだと考えます。

ご当局は、口を開けば「学校給食法では、施設設備費と修繕費、人件費は公費負担。それ以外は保護者負担としている。本市では、法令による区分に加えて光熱水費や備品費なども負担し、保護者には食材費のみを負担してもらっている」と言っていて、保護者向けのお便りにも掲載されていました。食材費は保護者負担が当然としていますが、法令の区分を超えることは何ら問題ではありません。現に、本市でも光熱水費を法令を超えて負担しているわけですから、食材費は出来ないとする理由はありません。

また、今回の政令市の調査では、光熱水費は公費負担としている自治体が本市を含めて20市中18都市でした。いまや当たり前のことであり、あえて強調するほどのものでもありません。

少子化に歯止めをかけ、子育てを自治体あげて応援していこうという流れとともに、幼保無償化に伴って生み出された財源を活かして、全国的には、学校給食の無償化や一部助成はさらに広がっています。本市でも、せめて今回の引き上げ分を公費負担で賄うことで、必要な栄養を十分満たした安心・安全の給食を子どもたちに提供することは可能です。

先日10日には、(食ベママみやぎ)の皆さんが、学校給食費値上げ分の公費負担を求めて、約3週間という短期間で3622筆もの署名を集めて、教育委員会に提出しました。今もこの署名は広がっています。

この声にこたえる決断が市長に強く求められています。いかがでしょうか。うかがいます。

子育て支援に関わっては、待機児童解消に向けた取り組みが引き続き重要です。新年度も重点項目の一つに掲げて、約19億円が計上されていますが、今年度当初と比較すると26億円から大幅に減っています。

新年度からの保育所の入所希望が受け付けられ、第1次利用調整を行って、待機通知が送られた入所保留児童数は984人です。通知が届いた方々はどんなに落胆しているのでしょうか。市は、来年3月までに、国定義の待機児童だけでなく、入所保留児童数をゼロにしています。このままで解消は可能なのでしょうか。うかがいます。

保育士不足が深刻な中、市内の民間保育所には、東京に本社のある派遣会社から毎日のように「保育士を派遣しますよ」と売り込みの電話があるというお話を聞きました。人手を確保するため、やむにやまれず派遣社員で賄っている保育所も多く、雇用形態が違う職員が混在し、不安定雇用の職員が増えることで、保育の質が担保できるのか、非常に強い危惧を感じました。保育士不足解消のためには、処遇を改善し、仙台で働き続けられる環境を充実させることが

必要です。現在実施している保育士宿舎借り上げ支援事業は、今年度で103人という実績で、新年度は約9000万円の予算となっています。この制度は、事業者が雇用する保育士の宿舎を借り上げた場合に事業者の一部を補助するものですが、時折、保育士から「自分も受けられないか」と問い合わせもあるとのこと。

仙台で働きたいと希望する保育士への直接の家賃補助も市独自に実施することを提案しますがいかがでしょうか。うかがいます。

公立保育所の廃止民営化のもとで起きている問題については、保育士の大量退職や、保護者負担の増大、保育の継承がされないなど、これまでも指摘してきました。新たな問題として、公立保育所が民営化された所で、給食の外部委託がすすめられようとしています。

民営化にあたって、給食の提供については、5年以内は原則自園調理とすることを覚書で明記していますが、5年を過ぎればその限りではありません。それによって、大野田すぎのこ、愛子すぎのこ保育園の給食の外部委託が新年度からされようとしています。これまで調理員として働いてきた職員は事実上この3月末で解雇となり、希望すれば委託先で働くことは可能としています、その待遇が悪化するのとは明らかです。

「給食と排泄とお昼寝は、子どもの日々の様子や成長を把握するための大事な要素であり、この3点セットをワンチームであたるのが保育には欠かせない。給食の外部委託など考えられない」と、ある民間の保育所の方が言っておられました。

だからこそ国も「保育所における給食については、児童の発育段階や健康状態に応じた離乳食・幼児食や、アレルギー・アトピー等への配慮など、安全・衛生面及び栄養面等での質の確保がはかられるべきものであり、調理業務について保育所が責任をもって行えるよう施設の職員により行われることが原則であり望ましい」との通知をしています。

市内の保育所でこの通知が徹底できるよう、市は努力することこそ求められています。逆に公立保育所から民間になり、5年を過ぎたら給食の外部委託も容認するような枠組みを市がつくっていること自体が問題です。公立保育所の廃止・民営化が、子どもにとってメリットがないどころか、本市の保育の質を引き下げることに繋がっています。市の責任は重大だと考えますが、いかがでしょうか。おこたえください。

先ほど述べたように、待機児童解消のための予算は、今年度当初と比較すると7億円も減っています。幼保無償化で、国から措置されるお金が増えている

ことを考えれば、保育の質の向上や環境整備にもっと予算を振り向けることができるはずです。

公立保育所の廃止・民営化は進む一方で、築25年以上の公立保育所の老朽化対策はなかなか進んでいません。乳幼児が過ごす場所なのに、施設は古く、遊具の塗装も剥げて、けがをするのではないかとハラハラするような状況が見受けられます。

公立保育所の修繕、改修・改築計画をきちんとつくり、計画的に進めることを求めます。いかがでしょうか。うかがいます。

これまでの政令市比較でも市民一人あたりの民生費が低い水準にあることを考えると、まだまだこの分野への予算を増やす努力が本市には必要です。子育て支援や教育環境の整備をはじめ、以前から検討課題になっている学都仙台フリーパスが市内全域で活用できないことを解消して、若者の通学を支援すること、高齢者が安心して暮らし続けるための支援の充実や介護職員の処遇改善など、市民の願いにこたえることが今後も強く求められています。いかがでしょうか。うかがいます。

昨年の台風第19号の被災者の方々は、未だに苦悩の中にいます。私がお聞きした方は、ご自宅が1メートル以上浸水し、家財だけでトラック3台分を災害ごみとして出しました。「水が引けば元通りになったように見えるけれど、一晩中水につかっていたので、家のあちこちが傷んでいて、時間がたつにつれ匂いもひどくなっている」と最近の様子を聞かせていただきました。大工さんに頼んで今も修繕中ですが、いくらかかるだろうかと不安を語っておられました。

被災直後からその様子はいかがだったので、当然、罹災判定は半壊以上になるだろうと思っていました。しかし実際は、最初の判定は一部損壊10%未満、再調査までして、やっと一部損壊（準半壊）だったということです。

今回の水害での判定結果については、被害の実態とかけ離れている例が多くみられます。被災の現場に直接足を運び、国の基準に沿って判定しているご当局もそれは感じておられるのではないのでしょうか。国の示す基準が、被災の状況を反映するものになっていないことをリアルに伝えながら、国の基準を変えさせていくことが、被災自治体の大事な役割だと考えます。お考えをお聞かせください。

国の基準の厳しさもあり、本市で被災した圧倒的多くの方々は、一部損壊でほとんど支援がありません。しかし、実際は、水につかった畳を取り替えるだけでも大変な負担です。本市独自に支援策をつくり、新年度予算に盛り込むこ

とを求めます。お答えください。

予算案とともに、市民に公表されるのが、「財政見通しと対応の方向性」です。前段に書かれていることは、毎年ほとんど変わりません。「高まる保育需要や高齢化のさらなる進展等による社会保障関係費や公共施設の長寿命化対策などに係る経費が確実に増える見込み」であるとし、令和3年度から令和5年度までの3年間の収支差は889億円前後となる見通しだと強調されています。毎年こうやって、今後3年間で800億円から900億円の財源不足が生じるとの見通しを示して、地元紙などでも大きく報じられますが、実際結果がどうだったのかについては、きちんと市民に知らされていません。

私たち議会には、平成26年度の予算編成方針までは、過去の財源対策が、予算時と決算時でどうだったのか「収支不足と財源対策の見通し」という別紙資料が配布され、経年で結果が分かる状況でしたが、それもなぜかなくなってしまいました。以前にも求めましたが、財源対策の結果は結局どうだったのか、市民にきちんと分かりやすく知らせることが必要不可欠だと考えます。お答えください。

この財源対策というのは、財政調整基金からの繰入額ということになっています。ここ数年の財源対策の状況でいえば、平成26年度は予算時には251億円足りないとしていましたが、結果は12億円でした。平成27年度は予算時には235億円の財源不足としていましたが、決算では全く財源不足は生じませんでした。同様に、28年度は予算時の244億円に対して45億円、29年度は216億円に対して55億円、30年度は195億円に対して25億円という結果になっています。

しかし、この財源対策をしたあと、決算で出た黒字額の半分は財政調整基金に積むことになっています。最近、震災前より黒字額が大きくなっているのも、平成30年度でいうと、25億円の財調の取り崩しはあったものの、黒字額の半分17億円が積み立てられました。さらに申し上げれば、ここ数年で、公共施設保全整備基金や本庁舎建て替えのための基金など、別にお財布を作って、しっかり190億円積み立てています。別な基金に積み立てるために財政調整基金を取り崩して「財源対策」が必要だったと言っているわけです。

いずれにしても、本市の財政見通しにおける収支不足額と実際の結果については、あまりにも乖離が大きい状況がずっと続いています。行政が正式に公表する数字が、実態とあまりにもかけ離れたままでは、行政の信頼にかかわる問題です。改める必要があると考えますが、いかがでしょうか。うかがいます。

こうした実態とかけ離れた数字を使って、「財政難」を強調するのはいかななものかと感じる場面が最近もありました。宿泊税の導入も視野に入れた、交流人口拡大財源検討会議に、市の財政状況を表すものとして、財政見通しの財源不足額が示されていました。実態とまったく違う数字を示して「財政が厳しい」ことや新たな財源が必要と迫るのは問題だと考えます。

また、私も傍聴した交流人口拡大財源検討会議の中で、「財源はないのか」との委員からの質問に、ご当局は「生活保護や子育て支援などの義務的経費にお金がかかる」ことを挙げて「新しい財源をつくらなければ今後あらたな観光振興施策をすることは難しい」旨の発言をされていました。

生活保護など社会保障に係る経費増を財政難の理由にあげることは、これまでもありましたが、生活保護費でいえば新年度予算案では、今年度より9億円も減っています。さらに、生活保護にかかる財源は、4分の3が国庫支出金で、残りの4分の1も基準財政需要額に算定され、普通交付税で措置されています。また、子育て支援も幼保無償化によって、これまでかけてきた経費が浮くという状況にもなっています。

新年度予算案では、歳出で、確かに扶助費が36億8000万円の増となっていますが、社会保障に充てるための地方消費税交付金が、歳入として49億円増えています。こうした財源内訳についても、きちんと分析されなければなりません。額の多寡だけでこうした施策が財政を圧迫させているように言うのは正確さに欠けると考えます。お考えを伺います

12月の本市議会での決議を受けて市は、交流人口拡大財源検討会議を設置し、3回の会議を重ねています。

しかし、検討会議の設置が宿泊税の導入を前提としているため、たった4回で終わることにしており、3回目の検討会議には、財源確保の手法として、「仙台市においても、宿泊税が適当であると考えられる」と書き込まれた資料が提示されています。

これまでの検討会議の議論の推移を見ても、こんな結論にはなっていないはずで、これで市民意見を聞くという事でとりあえずのパブコメを実施して、あとは市の筋書き通りに、4回目の検討会議で宿泊税導入を決めるなら、県に負けず劣らず、大変拙速な決め方と言わざるを得ません。

宿泊税については、宿泊業を営む方々から、私たちのところにも「導入反対」とのファックスやメールが届き、直接のお声もお聞きしています。「宿泊税が導入されれば、秋田や岩手など近隣に流れてしまう」「宿泊する学生の半分は県内の学生で、年間10泊する方もいる。これは県民に対する増税であり、公から宿泊業者に対する虐待行為である」と、その怒りは強く、切実です。

本市の検討会議はもちろん、県が行っている説明会などでも、宿泊税導入に対して、納得が得られるどころか、反対の声はますます大きくなっています。県議会では、自民党会派から知事に対して、異例の申し入れまでされました。こうした流れに、県の動向を鑑みて、いそぎ決議を上げた議員各位の皆様も、改めて熟慮されているのではないのでしょうか。今必要なのは、宿泊税の導入を強行にすすめようとする村井知事に対して、こぞって「いったん立ち止まるべき」と主張することです。郡市長のお考えをお聞かせください。

宿泊税に頼らなければ、本当に財源を確保することはできないのでしょうか。そもそも、これまでの観光振興のための予算がどう使われて、それが有効だったのかどうかの検証すらきちんとされていませんし、入湯税の用途についても同様です。消費税の増税で、景気動向指数や家計消費は落ち込んでいます。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響で、観光地は大打撃です。

ここに、宿泊税というあらたな税が課せられたら、ますます景気が悪化し、市内の事業者が廃業や倒産に追い込まれ、税収は逆に減ることも想像に難くありません。

本庁舎建て替えのために、あっという間に120億円も基金が積み立てられる本市財政の状況を見ても、宿泊税に頼らなければ新たな観光振興のための予算はつukれないなどとは到底考えられません。いかがでしょうか。うかがいます。

村井知事による県政運営の暴走ぶりは目に余るものがあると、多くの市民から指摘されています。宿泊税にとどまらず、水道3事業のみやぎ型管理運営方式しかり、突然の宮城県美術館移転表明しかりです。

仙台市政、市民にも大きくかかわる事柄ばかりですから、その県政運営に対して必要な際には遠慮なくものをいい、改めさせることが求められています。村井知事の県政運営について、郡市長はどのように受けとめているのでしょうか。仙台市・宮城県調整会議で発言されたことを含めて、お聞かせください。

本市のガス事業の民営化について郡市長は、「安全で安定的なガスの供給を確保しながら、民間の創意工夫を生かした市民サービスの向上に取り組み、地域経済の活力創出につなげていきたい」と、施政方針の中で述べられました。

市長選挙の際に市長は、この問題についてどういうスタンスなのか、明言も説明もしていません。昨年の施政方針ですら全く触れられていませんでした。

公営企業として100年以上の歴史を持つ本市ガス事業を民営化することに、市民の皆さんからは不安や懸念の声が寄せられています。市は、以前からの方

針だと言いますが、そもそも、市民が強く望んでできた方針ではありません。ですから民営化がとん挫した際にも、市民から大きな反発や不満もありませんでしたし、今回だって、市民が強く願ったものでもありません。

安全で安定的なガスの供給は、これまでも公営企業で十分その役割を果たしてきました。創意工夫を生かした市民サービスの向上が、公営企業では全く不可能などという事もあります。

何よりも、市民の財産であるガス事業をなぜ民間に売り渡さなければならないのか、市民に対する説明が圧倒的に不足しています。こういう中で、どんどんすすめること自体、非常に問題だと考えます。いかがでしょうか。うかがいます。

次に、第58号議案、仙台市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてです。国の政令が「改正」したことにより、本市の国保料の賦課限度額を、医療分で2万円、介護分で1万円引き上げるというものです。今年度当初も医療分についての限度額引き上げがあったので、3年続けての国保料限度額の値上げとなっています。当局は「高所得者への負担増で、低所得層への負担軽減になる」といいますが、私たちは、賦課限度額の引き上げは、中間所得層の国保料引き上げにつながるものであり、反対してきました。

例えば4人世帯でいうと所得687万円で医療分の限度額に達し、介護分だけでいえば、4人世帯では実に506万円で限度額に達します。これらの世帯が高所得層ではないことは明らかです。

国の政令は従わなくても法律違反とはなりません。賦課限度額の引き上げはやめるべきです。うかがいます。

最後に、第32号議案 仙台市中央卸売市場業務条例についてです。

本条例は昨年12月に示された卸売市場業務条例改正素案の内容をほぼ踏襲し、条例全部改正として提案されています。素案の問題点については、12月議会の一般質問で嵯峨サダ子議員が指摘しました。

にもかかわらず、今回、公正・公平な価格形成機能を担うための取引ルールである第三者販売の禁止、商物一致の原則、直荷引きの禁止を条例から削除した提案となっています。前回の議会で経済局長は、条例に取引ルールを残すとした札幌市、京都市と同じような考え方に基づいているとご答弁されました。同じ考え方だということであれば、なぜ条例に残さなかったのでしょうか。うかがいます。

仙台市中央卸売市場は仙台の経済力に見合った地方自治経済の重要なインフ

ラです。今回の条例改正は仙台の地域経済を破壊するものです。  
国との関係で必要な改正は行うとしても、卸売市場の公正・公平な価格形成機能を損なう条例改正はすべきではありません。再考を求めますがいかがでしょうか。このことを伺って私の第一問と致します。